

北庄内合併協議会助役会議設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第1項の規定により、北庄内合併協議会助役会議(以下「助役会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 助役会議は、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項のうち特に重要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 助役会議は、酒田市、八幡町、松山町及び平田町の助役をもって組織する。ただし、助役が不在の場合は、不在の市町長が指名した者をもって充てる。

2 助役会議に会長及び副会長を置く。

(会議)

第4条 助役会議は、会長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第5条 会長は、助役会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 助役会議は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、助役会議の協議経過及び結果について協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 助役会議の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。